

令和4年3月29日

取引停止措置（期間変更）通知書

東京都練馬区田柄四丁目46番5号  
株式会社イーアンドワイ  
代表取締役 小川 剛志 殿

東京都中央区日本橋人形町2丁目13番9号  
津田ビル4階  
津田総合法律事務所  
独立行政法人国立青少年教育振興機構代理人  
弁護士 津田 和彦



下記により貴社を取引停止（期間変更）としましたので通知します。

記

1. 取引停止

取引停止措置変更期間：令和4年1月13日から令和4年6月6日

2. 事実概要

令和4年3月1日（火）～令和4年3月4日（金）の期間、国立信州高遠青少年自然の家において、清掃業務従事者が出勤しておらず、業務不履行が発生しており、施設運営に重大な支障を来している。

3. 取引停止措置の理由

上記の事実が、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」第3条別表第1措置要件4（契約違反）に該当するため。